

驛傳は公
用の爲め
のみ

一頭の馬さへ飼養し在らず。唯、用ある時は、近傍農家の馬を借りて、使用しつゝ在る（塔爾巴哈臺の街道に）杯、甚だ不規律不完全なることを免かれざるが、公用は之にて足れりとす。若し急を要する場合は、一日に二驛又は三驛を走らすが故に、速達し得べしと。

元來新疆の驛傳は、公用の爲めに設けたるものなれば、一般人民は、之に依頼するを得ざるに因り、何等の便益を得ること無し。故に人民は、他に通信せんとするに、特に人を派遣するか、又は往來の隊商或は車夫馬夫等に託送するの外なく、殆んど我國の封建時代に異ならずして、不便も亦極まれりと謂ふべし。現任巡撫は、馬驛子を廢し、全省に郵便制度を布きて、公私用共に辨ずる如くせんとの意見を有するも、其の實行は、未だ見るに至らず。

第三節 電信

郵便制度未だ施行せられず、馬驛子を以て唯一の通信機關とするにも似ず、電信は架設しあり。即ち烏魯木齊に電信總局ありて、各要地に分局を設置し、只葉爾羌、

制度